

～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく～

居宅介護サービス契約書

____様（以下「利用者」という）と有限会社アズサケアサービス（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、その他関連する事業（以下「居宅介護等」）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、居宅介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の介護給付支給期間満了日までとします。

- 2 上記契約期間満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書により本契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付支給期間終了後に改めて支給決定された場合、本契約は更新されるものとします。

第3条（居宅介護等計画）

サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及びその意向を踏まえた上で、サービスの目標、提供するサービスの内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護等計画を作成します。

- 2 居宅介護等計画については、6ヶ月に一度見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 居宅介護等計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居のご家族に説明します。

第4条（居宅介護等サービスの内容）

事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅介護等計画に沿って、居宅介護等サービスを提供します。

第5条（介護給付支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付支給期間終了に伴う介護給付支給申請を円滑に行えるように、利用者を援助します。

第6条（サービス提供の記録）

事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 事業者は、居宅介護等サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料 金）

利用者は、サービス利用に伴って発生する利用者本人、従業者の既定の施設利用料、交通費、車両提供による諸経費を負担します。

- 2 利用者は、介護給付支給時間を超過してサービスを利用した場合には、超過時間分を負担します。

第8条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対してサービス提供の前々日の17時までに通知することにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供の前々日の17時までに通知することなく、サービス利用を中止する場合には、事業者は利用者に対して当社規定に定める料金を請求することができます。

第9条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、この本契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場にたって、誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やご家族に対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合

第10条（本契約の終了）

利用者は事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この本契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも本契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第9条2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの本契約を解除することができます。

3 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合。

4 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

5 事業者は、事業所の廃止、縮小等やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間において理由を示した文書で通知をすることにより、この本契約を解除することができます。

6 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの本契約を解除することができます。

① 利用者またはそのご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背任行為を行った場合

7 利用者の居宅介護等についての介護給付の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付支給期間終了に伴い介護給付支給申請を行った結果、不支給となった所定の期間の経過をもって本契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の市町村で支給された場合は、必要に応じて本契約変更で対応することができます。

8 次の事由に該当した場合は、この本契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②利用者が死亡した場合

第11条（個人情報の保護）

事業者は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、サービスに携わる者の重大な責務と考え、事業者が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

①事業者及びその従業者は、正当な理由なくサービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ②事業者及びその従業者であった者は、退職後も正当な理由なくサービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を漏らしません。
- ③事業者は利用者が医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等が必要がある場合にあらかじめ利用者もしくは利用者のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又は利用者のご家族の個人情報を用います。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第12条（賠償責任）

- 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者又は利用者のご家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、利用者又は利用者のご家族に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者又は利用者のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

第14条（身分証の携行義務）

従業者は、訪問時に必ず身分証を携行し、提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議するものとします。

第16条（裁判管轄）

この本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の所在を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

※第9条 相談・苦情対応の窓口

担当者 氏名 _____ 連絡先 044-833-6567